

令和5年度平塚市環境共生モデル住宅普及促進パートナー 事業者選定プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は「平塚市環境共生モデル住宅普及促進パートナー」として、事業を行う者を選定する公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業の内容等

「平塚市環境共生モデル住宅普及促進パートナー」は、平塚市内において住宅の建築やリフォームを検討している者に対して、環境共生モデル住宅（以下、ZEHという。）を積極的に周知することにより、ZEHの普及促進を図るためのパートナー事業者とする。

また、パートナー事業者は平塚市と協働し、ZEHへの宿泊体験等のイベント等を実施する。事業の詳細については、別紙「令和5年度平塚市環境共生モデル住宅普及促進パートナー事業者事業内容仕様書」で定める。

3 事業者選定の方式について

本事業は、公募型プロポーザルにてパートナー事業者の選定を行う。事業者の選定に当たっては、審査委員会を組織し、本事業への参加希望事業者が平塚市に提出した参加申出書及び企画提案書の内容を審査し、事業者を決定する。その後、事業者と協議の上、事業を推進する。

また既に「平塚市環境共生モデル住宅普及促進パートナー」として認定されている事業者についても本プロポーザルにて、継続認定の審査を行う。

4 参加希望者の資格要件について

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる資格を満たしている単体の法人であることを要件とし、要件を満たすことを参加申出書（様式1）において誓約しなければならない。

ただし、既に「平塚市環境共生モデル住宅普及促進パートナー」として認定されている事業者で、引き続き「平塚市環境共生モデル住宅普及促進パートナー」の認定を継続希望する事業者は、参加申出書（様式1）に替えて、継続申出書（様式3）を提出すること。

参加資格の要件の基準日は、参加申出書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から事業者の決定日までの間に、参加資格の要件を欠く事態が生じた場合や、参加申出書等に虚偽があった場合には失格とする。

(ア) 一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されたZEHビルダーであること。

(イ) 平塚市が営業エリアであること。

(ウ) 平塚市又は平塚市に隣接する市町において、国のZEH支援事業等の補助金の対象となる機能を有するZEHモデルハウスを管理する者であること。

(エ) 参加申出書の提出日から事業者として選定されるまでの間に、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。

(オ) 平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(カ) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。

(キ) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年

法律第225号)に基づく再生手続(以下、更生手続又は再生手続という。)の開始決定を受けた後、再度、平塚市競争入札参加資格者名簿への登録が認められ、入札参加資格を有することになった者を除く。

- (ク) 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度、平塚市競争入札参加資格者名簿への登録が認められ、入札参加資格を有することになった者を除く。
- (ケ) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (コ) 事業税並びに消費税又は地方消費税のいずれも滞納している者でないこと。

5-1 業者選定のスケジュール(新規事業者)

日時	内容	備考(場所など)
2月10日(金)	要領等の公表	
2月10日(金) ~2月17日(金)	質問書の提出期間	平塚市環境政策課に持参、郵送又はメール
2月22日(水) (予定)	質問書に対する回答	市が書面にて回答
2月22日(水) ~3月8日(水)	参加申出書 企画提案書等提出期間	平塚市環境政策課に参加申出書、企画提案書等6部(正1部、写し5部)を郵送又は持参
3月10日(金)~	審査委員会による書類確認及び審査	
3月下旬 (予定)	審査結果の通知・公表(パートナー事業者の認定)	郵送による

5-2 業者選定のスケジュール(継続事業者)

日時	内容	備考(場所など)
2月10日(金)	要領等の公表	
2月10日(金) ~2月17日(金)	質問書の提出期間	平塚市環境政策課に持参、郵送又はメール
2月22日(水) (予定)	質問書に対する回答	市が書面にて回答
2月22日(水) ~3月8日(水)	継続申出書提出期間	平塚市環境政策課に継続申出書1部を郵送又は持参
3月10日(金)~	審査委員会による書類確認及び審査	
3月下旬 (予定)	審査結果の通知・公表(パートナー事業者の認定)	郵送による

6 要領等の公表について

2月10日(金)から、平塚市webサイトにて公表する。

7 説明会について

説明会は実施しない。事業に対する質問は、次の「8 質問書について」によること。

8 質問書について

質問は、次の期間に、質問書（指定様式）で受け付けることとする。他の方法では、事業に関する質問は、受け付けない。

なお、全ての質問について、質問書を提出した全ての事業者に書面で回答する。

- (1) 提出期間 2月10日（金）～2月17日（金）必着
- (2) 提出方法 持参、郵送又はメール（質問書の到着確認は、電話可）
- (3) 提出先 要領末尾に記載の担当課へ提出
- (4) 回答期日 2月22日（水）予定

9 参加申出書、企画提案書等の提出について

事業者選定のプロポーザル参加を希望する事業者は、「9-1」に従い、商業・法人登記の履歴事項全部証明書、参加申出書、事業執行体制及び企画提案書を提出すること。

ただし、既に「平塚市環境共生モデル住宅普及促進パートナー」として認定されている事業者で、引き続き「平塚市環境共生モデル住宅普及促進パートナー」の認定を継続希望する事業者は除く。既に認定されている事業者の場合、「9-2」に従い、継続申出書等提出すること。

9-1 事業者選定のプロポーザル参加を希望する事業者（新規事業者）

- (1) 提出期間 2月22日（水）～3月8日（水）必着
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出先 本募集要領末尾の担当課に提出
- (4) 提出部数 6部（正1部、写し5部）
- (5) 作成方法
次の書式に従うこと
 - (ア) 参加申出書は所定の様式（様式1）とし、この他、事業執行体制（様式2）についても記入の上、提出すること。
 - (イ) 企画提案書はA4又はA3サイズ用の紙で作成し、様式は任意とする。
 - (ウ) 参加申出書、企画提案書を提出した後、内容の変更等が生じた場合は、遅滞なく、書類提出先に報告しなければならない。
- (6) 企画提案書の内容
企画提案書は、別紙「平塚市環境共生モデル住宅普及促進パートナー事業者選定プロポーザル審査要領」の別紙として掲載した審査基準の「1 宿泊体験の運営体制」、「2 宿泊体験への企画提案」について必ず記載しなければならない。

9-2 「平塚市環境共生モデル住宅普及促進パートナー」の認定を継続希望する事業者（継続事業者）

- (1) 提出期間 2月22日（水）～3月8日（水）必着
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出先 本募集要領末尾の担当課に提出
- (4) 提出書類及び部数
次の書式に従うこと
 - (ア) 継続申出書は所定の様式（様式3）とし、1部提出すること。
 - (イ) 令和4年度以前に提出した企画提案書の内容に変更がある場合や追加提案がある場合は、「9-1」に即して企画提案書を6部（正1部、写し5部）提出すること。

1 0 審査委員会による審査及び審査結果について

別紙「平塚市環境共生モデル住宅普及促進パートナー事業者選定プロポーザル審査要領」のとおり

1 1 事業の開始について

審査の結果、パートナー事業者として相応しいと判断された事業者は、平塚市と本事業の推進に向けた協議を行う。また、市は審査の結果、一定の基準を満たした事業者が複数ある場合は、それぞれの事業者と事業を行うことができることとする。

なお、協議に当たっては、事業者の提案の内容を採用することができない場合がある点に留意のこと。

1 2 パートナー事業者認定の取消等について

パートナー事業者は、パートナーとして行う事業が終了して事業の継続や新規の事業を行わない場合、事業の継続が難しいと判断された場合、又はパートナー認定後に「4 参加希望者の資格要件について」を満たさなくなった場合には、パートナー事業者としての資格を失うこととする。

1 3 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルへの参加にあたっては、グリーン購入及び環境配慮に努めること。
- (3) 提出書類の作成のために平塚市から受領した資料は、平塚市の承諾なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 平塚市は、提出された書類を、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用することはない。ただし事業者の商号名称、審査の経過等については、審査の透明性・公平性確保のために公表する場合がある。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 提出された書類について、平塚市情報公開条例（平成14年12月20日 条例第24号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (7) 事業者は、事業に係る情報について適切に管理すること。また、万が一、情報漏えい事故等が発生した場合は、直ちに市に報告するものとする。
- (8) 本プロポーザルの他、平塚市は「平塚市環境共生モデル住宅普及促進パートナー」の追加募集を実施する場合がある。

1 4 事務担当課、書類等の提出先

〒254-8686

平塚市浅間町9番1号

平塚市環境部環境政策課

メール：kankyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

電話：0463-23-1111（内線 2266）